

YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト等 企画運営業務仕様書

1 業務名称

YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト等企画運営業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 業務目的

YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト及び各種 SNS への投稿を通じて、京都の文化、伝統産業等をはじめとした魅力を国内外に広く発信し、新たな京都ファンを増やしていくことで、京都への誘客及び更なる投資喚起、さらには移住、企業誘致等につなげていくことを目的とする。

4 業務内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

各業務の実施に当たっては、留学生や京都の学生等と連携した企画を実施することで、主に若年層の支持が得られる内容とすること。また、本市の実施事業との連携を図るとともに、伝統産業をはじめとする京都の多様な文化や魅力に関する国内外の方々の興味・動向等を把握するなど、特に海外に向けて訴求力のある内容とすること。

(1) YouTube チャンネル「京都館会議」の運営

以下の事項に基づき運営すること。

- ア 動画の企画立案を行い、企画に基づき構成及びシナリオを作成すること。企画内容の検討や動画出演者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。
- イ 京都に関心のある潜在的なユーザーの視聴数の増加につながるよう、動画データ（タイトル、タグ、概要欄、サムネイル、ジャンルなど）の設定及びチャンネル設計を行うこと。
- ウ 年間25回以上を目安に投稿すること。動画の製作本数、動画の再生時間、投稿のタイミング等は、企画内容の趣旨に応じて最も効果的な方法で実施すること。
- エ 動画撮影に必要な撮影や映像作成を行うこと。出演者や協力者に関する交渉も受託者において行い、人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際して必要となる使用料、出演料、謝礼金等の費用は委託料に含むものとする。

- オ 映像の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加など、効果的な編集作業を行ったうえで投稿すること。
 - カ 日本語に加え、英語対応を基本とし、字幕等を入れることで、海外の方も楽しめる動画とすること。
- (2) 京都館 WEB サイトの運営
- 以下の事項に基づき運営すること。
- ア 京都館の「のれん分け事業者」、「すがものはなれ」、「京都市サポーターショップ」など、京都ゆかりの事業者等が実施する催事やオンラインイベントなどの情報について、受託者自身で随時収集し、年間100回以上を目安にWEBサイトを更新すること。
 - イ 京都で生まれた新たなモノや、様々な分野で活躍し、京都の魅力を発信する人物や店舗を取材し、特集記事を掲載すること。ただし、取材対象の選定に関しては本市と十分に協議すること。
 - ウ サイトのデザインについては、パソコンのモニターはもとより、スマートフォンやタブレットでの見やすさ、操作性も確保したものにする。
- (3) SNS の投稿・運用
- 以下の事項に基づき運営すること。
- ア Facebook、Twitter、Instagram の各アカウントページにおいて、YouTube の投稿やWEBサイトの新着情報と連動した更新・管理を行うこと。
 - イ その他のSNSの活用については、適宜協議のうえ行う。
- (4) 定例報告・打合せについて
- 以下の事項に基づき運営すること。
- ア 上記(1)~(3)の事項について、投稿する内容及び日時を24時間前までに了承を得ること。
 - イ 各種スケジュール管理など、業務の円滑な遂行のため、発注者と月1~4回程度の打合せを行うこと。
 - ウ 毎月、YouTube、WEBサイト、各種SNSのアクセス状況等を分析し、今後の対応策とともに報告すること。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する制作責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、感染症やその他の事由により制作責任者が従事できない場合に備え、制作責任者を代理する担当者を置くこと。

画像やデザイン、映像、音声等の映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

6 業務報告

事業終了時に業務の実施結果をまとめた資料を提出すること。

7 留意点

- (1) 納入した成果物に係る著作権ほか一切の権利は本市が保有し、本市が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本市の指示に従うこと。また、本業務と密接に関連するバーチャル京都館モデル実証事業の運営受託者、他に関連する業務受託者とも連携を行うこと。
- (3) 受託者が変わる場合にあつては、前受託者から引継ぎを受け、円滑に事業を遂行すること。
- (4) 本市からサイトや動画に関する修正や削除などの指示があった場合は、できる限り速やかに対応をすること。
- (5) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (6) 本業務の全部又は主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。
- (7) 本件調達に係る予算が成立しないときは、事業者募集及び受託候補者の選定は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、受託者はその費用を本市に請求することはできない。